

8月定例月議会における議案等に対する意見募集

No. 3 ① 四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例の制定について（議案第36号）

② 四日市市いじめ問題再調査委員会条例の制定について（議案第37号）

1 趣旨

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する組織を設置する。

2 条例で設置される組織

(1) 四日市市いじめ問題対策連絡協議会【教育委員会所管】

いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携のための組織として、本市のいじめ問題の状況についての情報共有や、各機関及び団体がいじめ防止に取り組む。

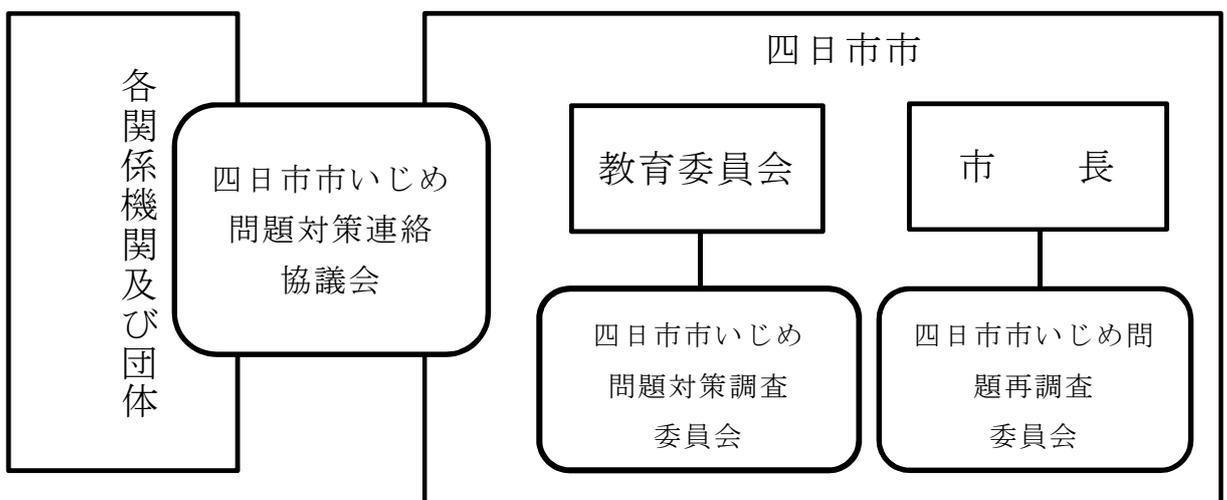
(2) 四日市市いじめ問題対策調査委員会【教育委員会所管】

教育委員会の附属機関として、諮問に応じ、いじめの防止等のための対策に関すること及び重大事態に係る事実関係の調査を行う。

(3) 四日市市いじめ問題再調査委員会【総務部所管】

市長の附属機関として、教育委員会が行う重大事態に係る調査の結果について、必要があると認めたとときに、公平性・中立性・透明性を確保して再調査を行う。

条例で設置される組織の関係図



3 施行期日 公布の日

四日市市いじめ問題対策連絡協議会及び四日市市いじめ問題対策調査委員会条例（案）

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第7条）

第3章 四日市市いじめ問題対策調査委員会（第8条—第14条）

第4章 雑則（第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき本市が設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 四日市市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、四日市市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の連携のために必要な事項に関し、協議するとともに、連絡調整を行うものとする。

（組織）

第4条 連絡協議会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから四日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係機関の職員

(2) 本市の職員

(3) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 連絡協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 四日市市いじめ問題対策調査委員会

(設置)

第8条 法第14条第3項の規定に基づき、四日市市いじめ問題対策調査委員会(以下「対策調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第9条 対策調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査する。

(1) いじめの防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係

(組織)

第10条 対策調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長等)

第11条 対策調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

第12条 特別の事項を調査させるため、委員長が必要があると認めるときは、対策調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から、当該特別の事項に関する調査が終了した日までとする。

4 臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第13条 委員長は、対策調査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 対策調査委員会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 対策調査委員会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第14条 対策調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第4条又は第10条の規定により、最初に委嘱又は任命される委員の任期は、これらの規定にかかわらず、平成29年5月31日までとする。

四日市市いじめ問題再調査委員会条例（案）

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、四日市市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、当該諮問に係る調査が終了したときまでとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。